一~十九

別表二 (第九条関係)

別表二

(第九条関係)

正

後

改

正

前

則

一十一~六十四 適合しているもの

略)

二十一~六十四

略)

が定める基準に適合しているもの

この省令は、公布の日から施行する。

〇農林水産省令第五十一号 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施 次の表により、 平成三十年七月三十一日

官

行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令 農林水産大臣 齋藤

健

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

二十 カナダから発送され、他の地域を経 実であつて農林水産大臣が定める基準に 由しないで輸入されるさくらんぼの生果 略) 二十 カナダから発送され、他の地域を経 一~十九 くらんぼの生果実であつて農林水産大臣 由しないで輸入されるランバート種のさ